



(平成 23 年分)

収 支 報 告 書

(ふりがな) かつまたたかあきこうえんかい

1 政治団体の名称 かつまた孝明後援会

2 主たる事務所の所在地 沼津市新宿町16-5 まるやビル1-B

3 代表者の氏名 勝俣 孝明

4 会計責任者の氏名 勝俣 真実

事務担当者の氏名 勝俣 真実

(電話番号) 055-923-8161

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 政 党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 | <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無
- 衆議院小選挙区選出議員
(候補者等)
- 公職の種類 _____
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 勝俣 孝明

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 勝俣 孝明
衆議院小選挙区選出議員
- 公職の種類 (候補者等)

資金管理団体の指定の期間

平成23年11月 9日から
平成23年12月31日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成23年11月 9日から
平成23年12月31日まで

入力済

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億 百万 千 円
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	850,500
支 出 総 額	850,500
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億 百万 千 円
金 額	0
員 数	0

(2) 寄 附	金 額	備 考
ア 寄附(イを除く。)の区分	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附) (内書)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	850,500	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)=ア	850,500	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの) (内書)		
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	850,500	

(その7)

(7) 寄附の内訳 (政治団体からの寄附)			寄附者の区分	政治団体	
団体の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
自由民主党静岡県第六選挙区支部	十億 百万 千 円 平成 850,500	23.7.29	沼津市新宿町16-5 まるやビル1-B	勝俣孝明	
この頁の小計	850,500				
その他の寄附	0				
合 計	850,500				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。
(注2) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れて下さい。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	十億 百万 千 円	
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	0	
小 計	0	経常経費の計
2 政 治 活 動 費	十億 百万 千 円	
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費 (小計)	850,500	(3)のア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	850,500	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	850,500	政治活動費の計
合 計	850,500	経常経費と政治活動費の計

(その15)

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	宣伝事業費 (印刷製本費)			
		金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
パンフレット印刷費	十億 百万 千 円 平成 850,500	23.7.29	ヨシダ印刷(株)静岡営業所	沼津市江原町15-8	
この頁の小計	850,500				
その他の支出	0				
合計	850,500				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 24年 2月 7日

政治団体の名称 : かつまた孝明後援会

会計責任者の氏名 : 勝俣 真実



（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名 : _____



※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は

政治資金監査報告書

平成24年1月30日

かつまた孝明後援会

代表 勝保 孝明 殿

登録政治資金監査人

芦川 稔



登録番号 第 3056号

研修修了年月日 平成21年12月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、かつまた孝明後援会の平成23年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は聴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査はかつまた孝明後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、かつまた孝明後援会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細等は、存在しなかった。

3 業務制限

かつまた孝明後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上